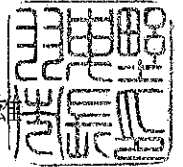


羽市協第801号
平成29年12月20日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
連合大阪河内地域協議会
議長 中谷 広孝 様
連合大阪南河内地区協議会
議長 東尾 勝 様

羽曳野市長 北川 嗣宏



2018（平成30）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2017年10月3日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

[連絡先]

羽曳野市

市民人権部市民協働ふれあい課

担当：中原・藤野

072-958-1111 内線 1081

2018(平成30)年度 政策・制度予算に対する要請文(回答)

1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

<p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターゲット」などを推進される中、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。</p>	<p>平成27年度に地方創生先行型交付金を活用し、「羽曳野市地域しごと支援事業」として、主に女性や若者を対象とした就職支援講座を開催しました。平成28年度からは、交付金事業ではなく市費で同様の講座を開催しております。平成28年度以降は、「介護職員初任者研修」の講座を開催し、介護・福祉分野への雇用促進を行いました。また、主に地元求職者と地元企業とのマッチング事業もハローワークや商工会とともに開催しているところですが、今後、介護・福祉分野への雇用促進及び主に若者の定着支援についての施策を検討してまいります。</p>
--	--

(2) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

<p>大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。</p>	<p>「ものづくり」の技能継承と後継者の育成については、重要であると認識しております。商工会や庁内関係部署及び関係機関とともに、効果的な施策について検討してまいります。</p>
---	--

(3) 地域就労支援事業について

<p>未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者の就労支援は、市町村に比べて取組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地域産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。</p>	<p>本市におきましては、地域就労支援センターを市内2か所に開設し、障がい者、ひとり親家庭の親等、働く意欲がありながら様々な要因のため就労できない就職困難者に対し相談業務を行っております。月に1度、障がい者を対象とした相談事業を行っており、若年層に対しては若者サポートステーションと連携し相談体制の強化や講座等を開催する等の支援も行ってまいります。平成27年度からは、市内求職者を対象に資格取得対策講座等の就労支援も行い、早期就職を目指しております。また大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に設置された部会において当市の地域就労支援事業の状況報告や南河内地域の自治体と情報交換を行い、今後とも好事例について情報共有に努め、先進市の取組みを研究し、必要に応じて事業の内容等についても検討してまいります。「地域労働ネットワーク」会議を通じ、地域における労働課題の情報共有や事例研究を積極的に行ってまいります。</p>
---	--

(4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

<p>生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけではなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験や認定就労訓練事業所等を確保すること、生活困窮者自立支援事業を強化すること、また、要支援者は高年齢層の疾病や低収入・就労難など、複合的な問題が起因していることから、ダイナミックな対応した細やかな支援体制を構築すること。</p>	<p>本市では、自立相談支援事業を、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置することで実施しており、生活困窮者からの相談を受け、相談者の抱えている課題・ニーズを把握し、個別の支援プランを作成しています。また、必要な支援が包括的に行える体制を構築するために関係機関とのネットワーク強化も並行してはかっています。就労意欲喚起やコミニケーション強化からは就労準備支援事業も実施しており、必要なら必要な支援を丁寧に行っています。また、職業体験ができる企業開拓にも力を入れています。</p>	<p>福祉総務課</p>
--	--	--------------

(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

<p>各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルズ対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。</p>	<p>大阪府や近隣市と連携し、毎年、中小企業の事業主向けに、労働環境の向上や労働法制の周知を中心にセミナーを開催しております。今年度の内容は、「働く人と雇う人のルール〜就業規則〜」として、就業規則のしくみや見直しのポイントと連携し各種労働法制及び労働相談の窓口の周知に努めてまいります。また就労相談等を通じてハラスメントの相談や法令違反の疑いがあれば労働基準監督署や労働局等と連携し問題解決に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>産業振興課</p>
--	--	--------------

(6) 長時間労働の是正、フラスク企業対策に向けた監督体制の強化について

<p>長時間労働の是正、フラスク企業対策に向けた監督体制の強化について、長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「フラスク企業」や「フラスクバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やフラスク企業の遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査を行い、実効性のある対策を行うこと。</p>	<p>労働条件や関係法令及び相談窓口については、大阪府作成のハンドブックの配布やチラシの配架等に加えて、大阪府や近隣市と連携し労働関係セミナーの開催を通じて、労働者や事業主に対して周知、普及を図っております。また、就労相談等を通じて労働条件等法令違反の疑いがあれば労働基準監督署や労働局等と連携し問題解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p>教職員の時間外勤務状況については、平成24年度より市独自に調査を行うっており、教職員に人カシしていただく形で時間外勤務管理簿を作成し、4月と6月、11月の年3回集計を市教委として実施しております。ぜひ取り組みでいかなければならない課題であると認識しておりますが、これは本市のみならず、国全体の課題でありますので、国、府の動向を受け止めた上で取り組みでいきたいと思います。</p> <p>また、本市の学校園への指示事項では、校長に対し、「NO残業DAY」こと「NOクイズDAY」を計画的に設けるなど、教職員が長時間勤務になることを避け、教職員のメンタルヘルズを含む健康の保持に務めるよう指示しており、メンタルヘルズの取組みとして、管理職向けのライオンケア研修、対象職員向けのセルフケア研修、教職員個別カウンセリングを毎年実施しております。</p> <p>具体的には、現在、各校の実態に応じて月2回の「NO残業DAY」の設定をお願ひしておりますが、労働安全衛生の考え方について、再度市内の全教職員に周知し、時間外勤務の縮減に対する意識の醸成をはかるとともに、さらに実効性のある定時退勤日の設定についても研究してまいりたいと考えています。</p> <p>市教育委員会といたしましては、教職員がやりがいや充実感を持ち、元気に子どもと向き合えるよう、引き続き取り組みまいります。</p>	<p>産業振興課 学校教育課</p>
---	---	------------------------

(7) 女性の活躍推進と就業支援について

<p>女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となつていて中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、若年女性に対するセクハラやカウセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。</p>	<p>昨年度に引き続き今年度においても、子育て中の女性等を主な対象とした就業支援を行い女性の就業機会の確保に向けて取り組んでおります。女性対象のセミナーも商工会が開催しております。また、雇用中の女性が職場で安心して働けるよう「男女いきいき宣言」及び「くくるみる」。「ブラチチチくるみる」マーク等の周知・啓発を大阪府、労働局、商工会等と連携協力しながら引き続き行ってまいります。</p> <p>本市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を含んだ第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを平成29年度より施行したところであり、今後、男女共同参画推進プランの実施状況を毎年点検確認していくものです。また、女性を対象とする講座に就労や再就職に必要となる実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民に周知し、参加につなげることで人材育成に努めます。</p>
	産業振興課
	人権推進課

(8) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

<p>妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。</p>	<p>改正育児・介護休業法については、広報への掲載及びリーフレットの配架等周知・啓発活動に努めております。仕事と介護を両立できる職場の環境整備促進に取り組みすることを示すシンボルマーク「トモニシ」についても周知・啓発を行い、安心して働き続けられる環境整備にむけて庁内関係部署及び関係機関と連携し推進を図ってまいります。</p> <p>「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要と考えています。広報紙等を活用して、市民や事業者に対してワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法などの労働関連の各種法令についての周知を行うことで制度の理解を促し、性別を問わずすべての人が安心して働くことが確保される環境づくりに努めます。</p>
	産業振興課
	人権推進課

(9) 治療と職業生活の両立支援について

<p>病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトリアイアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づき支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。</p>	<p>庁内関係部署及び関係機関と協議のうえ、検討してまいります。</p>
	産業振興課

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

<p>大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげる。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっていた外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、国際都市大阪に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。</p>	<p>当市においては平成27年4月より古市駅前観光案内所をリニューアルし、新たに案内員の配置やタブレット端末等の設置など、より多くの方々に利用していただいています。また、古市駅前観光案内所や道の駅「しらとりの郷・羽曳野」などにWi-Fi環境の整備、市役所庁舎前及び観光バスホットである駒ヶ谷駅前、多言語化に対応した観光案内板の整備を行い、国内外の観光客に対する利便性向上を図ります。</p>	<p>観光課</p>
---	---	------------

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<p>①付加価値の高いものづくり事業の強化について 中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。</p>	<p>各種支援施策、各種事業を活用できるようMOBIOと連携し、市内の中小企業へ周知していきます。また、羽曳野市商工会と協力し、地元企業のPR活動を積極的に展開、支援していきます。</p>	<p>観光課</p>
<p>②PPPにおける完全累積制度の活用支援について PPPについては、米国の難航があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がPPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるように推進することができたようなら、さらに海外展開できるように周知するとともに、きめの細かい支援体制を構築すること。</p>	<p>PPPを市内の中小企業が活用できるように制度を理解し、近畿経済産業局と調整を図ります。併せて、必要な支援体制を検討します。</p>	<p>観光課</p>
<p>③中小・地場企業への融資制度の拡充について 中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。</p>	<p>小規模企業サポート資金（市町村連携型）を実施するなど、市内中小企業に対して融資の利便性の向上を図っています。その他融資については、大阪府制度融資等効果的な制度の案内を進めています。</p>	<p>観光課</p>

<p>④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について 雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。</p>	<p>厚生労働省や中小企業庁等の支援施策や取組事例等の情報を収集し、効果的な支援ができればよう制度の周知を行います。また、大阪労働局や大阪府と連携し、支援施策の充実を図ります。</p>	<p>観光課</p>
---	--	------------

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

<p>総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業者との研究会等の設置について検討すること。</p>	<p>総合評価入札制度の導入については、公正性、客観性を損なうことのないよう制度の構築に向け、他市の動向や庁内関係各課との協議等、情報収集に努めてまいります。また公契約条例については国の法制化の動向や各市の状況を注視し、引き続き取り組みを検討してまいります。</p>	<p>契約検査課</p>
---	---	--------------

(4) 下請取引適正化の推進について

<p>中小企業の廻り所となる下請けかけこみ等の相殺件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。</p>	<p>本市では、工事契約約款等により法令一般の遵守を明記しております。また、提出された施工体制台帳から下請発注の適正化に向けた指導に努めます。今後も官公需法の趣旨を踏まえつつ引き続き請負業者への周知を図ってまいります。</p>	<p>契約検査課</p>
---	---	--------------

(5) 非常時における事業継続計画 (BCP) について

<p>業務継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。</p>	<p>本市において、業務継続計画 (BCP) については平成29年度に策定済です。</p>	<p>災害対策課</p>
---	---	--------------

<p>事業継続計画 (BCP) については、緊急時に事業継続を阻む負の連鎖を防ぐために重要な計画であることから、中小企業に対して制度の周知等を行い普及に努めます。また、羽曳野市商工会とも連携を図り、セミナーの開催などきめ細やかな計画策定の支援を行います。</p>	<p>観光課</p>
---	------------

(6) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

<p>地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産(もん)の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。</p>	<p>「大阪産(もん)」を含めた羽曳野市内の農産物の生産者確保を目的として、おどろ農産促進協議会、新規就農者の会などを組織し、地元の農家、大阪府、農業大学校との連携をとり、協力し合える体制をとっています。その活動の中で、6次産業を含む情報交換を積極的に行い、担い手の確保に合わせ6次産業の活性化に努めています。</p>	<p>産業振興課 観光課</p>
--	---	----------------------

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて

<p>地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。</p>	<p>現在、医師会・歯科医師会・薬剤師会を始めとする多職種の連携を強化・構築するため、医療と介護の連携会議を定期的に開催しています。地域包括ケアシステムについては第7期羽曳野市高齢者いきいき計画に記載しており、ホームページ等で周知してまいります。進捗状況については、市民に分かりやすく周知できるように努めてまいります。</p>	<p>地域包括支援課 高年介護課</p>
---	---	--------------------------

(2) 予防医療の促進について

<p>府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。</p>	<p>平成30年度は平成28年度に作成した「健康はびきの21計画(第2期)及び食育推進計画」の見直しとなり、平成28年に自殺対策基本法が一部改正されたことから、自殺対策計画も合わせて「健康はびきの21計画(第2期)後期計画」を作成します。従来から実施している、がん検診をはじめとする検診事業の充実や予防接種事業、乳幼児健診などの保健事業を実施します。取り組み内容を広報等で周知するとともに、市民の主体的な健康づくりをサポートしていきけるよう、世代やテーマをしばって健康教育の充実を図り、市民の健康づくりを支援していきます。</p>	<p>健康増進課</p>
---	---	--------------

(3) がん対策基本法の改正について

<p>昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業がん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講ずること。併せて、がんに関する教育を推進すること。</p>	<p>国や府と連携し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及に努めてまいります。健康増進課では、日曜検診や保育付検診・市内各所での出張検診など市民が受診しやすい環境を整えています。特に日曜日は定員が限られている胃がん乳がんのバスの2台配車を働く世代の方を中心にできるようにしています。健康まつり、各種保健事業の中で年代に合わせたがんに関する教育を推進しています。また、今年も実施していく予定です。</p>	<p>産業振興課 健康増進課</p>
---	--	------------------------

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

<p>本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。</p>	<p>介護人材確保につきましては、大阪府主導の介護人材確保連絡会議を通じ、南河内プロダクションの市町村、大阪府、福祉人材支援センター、府社協老人施設部会、市町村社協のメンバーで、プロダクションの現状、課題を共有し、今後の採用戦略等を検討しております。今後も引き続きこの会議に参加し、また大阪府の動向を注視しつつ介護人材確保に向けて取り組んでまいります。</p> <p>介護職員の賃金改善を目的に創設された介護職員処遇改善加算について、平成29年度の介護報酬改定において、介護人材の定着、昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況等を踏まえ、事業者による昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、更なる加算の拡充が行われています。事業所から提出される介護職員処遇改善実績報告書等により、今後も賃金改善の状況を確認してまいります。</p> <p>事業所に対しては、大阪府と連携する等しながら指導等をすすめており、法令等遵守の徹底を求めています。その際、介護職員処遇改善の内容等について、全ての介護職員に周知しているかの確認にも努めているところとです。</p>	<p>高年介護課</p> <p>指導監査室</p>
---	--	---------------------------

(5) インクルーシブ (包摂的) な社会の実現にむけて

<p>① 障がい者への虐待防止 障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行なった家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。</p>	<p>本市においても虐待事例の発生が続いています。この間、本市においては障害者虐待防止法に緊急通報対応の体制を取っています。また、近隣市と共同で一時避難場所を確保するとともに、平成26年度より障害者虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係機関との情報交換及び情報の共有化を図りつつ、障害者虐待の防止及び養護者への支援をすすめているところとです。また、施設職員等による虐待事例もあから、指定権者とも連携し、改善策としての虐待防止などの人権研修の実施・充実も指導しているところとです。</p>	<p>福祉支援課</p>
<p>② 障害者差別解消法の体制整備 障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。</p>	<p>本市においては、障害者差別解消法の施行にあたり、市広報紙により市民周知を図るとともに、障害福祉担当課と人権担当課との連携のもとで、周知用パンフレットを作成し、商工会等を通じ、民間事業者への配布を行うなど、同法の趣旨普及を行っていただいております。しかしながら、この間実施した障害当事者及び家族等を対象とした福祉アンケート結果においては、同法の周知が十分に図られていないことが明らかとなり、有効な周知手段の検討を行い、更なる周知徹底のための取り組みをすすめていきたいと考えております。</p> <p>また、障害福祉担当課及び人権担当課に加え、4か所の障害者相談支援事業所においても市民相談窓口を設置しておりますが、現時点で対応すべき事例は報告されておらず、障害者差別解消地域協議会の設置につきましては、その有無も含め引き続き検討中です。なお、本市単独で解決が困難な事例が発生した場合は、大阪府障害者差別解消協議会及び広域支援相談員等との連携を適切に図ってまいります。</p>	<p>福祉支援課</p>

(6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

<p>①全自治体の高位平準化 子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。</p>	<p>本市では、子ども・子育て支援法第61条に基づき「はびきのこども夢プラン」について、地方版の子ども・子育て会議に位置付けられる「羽曳野市」も「夢プラン推進委員会」において毎年進捗管理及び評価を行う「取り組み」が必要と思われる。項目については改善を行うなど、今後とも適切な進捗管理に努め、参ります。</p>	<p>子ども課</p>
<p>②待機児童の解消 市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所へ入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。</p>	<p>本市では、大阪府を通じ、平成29年度からの国の新しい保育所等利用待機児童数調査要領に基づく待機児童数を公表しています。(大阪府ホームページ「保育所等利用待機児童等の状況について」) また、本市の保育施設等の利用申込においては、家庭状況や児童の保育状況等をおり、専門相談員や受付員がそれぞれ聞き取り、きめ細かな利用者支援を実施し、保育所等に入園して頂いています。今後も潜在的な待機児童が発生しないよう、的確な利用調整業務に努めて参ります。</p>	<p>子ども課</p>
<p>③病児・病後児保育の充実 小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた取り組みを強化すること。</p>	<p>現在、病後児保育事業を1か所で行っていますが、今後の実施箇所の増加や病児保育などの新たな取り組みの必要性については、本市の子ども・子育て会議に位置づけられています「羽曳野市子ども夢プラン」で意見などを踏まえながら検討して参りたいと考えております。</p>	<p>子ども課</p>
<p>④休日保育の充実 多様な社会環境のなかで、休日も保育を必要とするサービス業等に従事する世帯を支援するために休日保育を拡充し、保護者の就労を支援すること。健全な子育て環境を維持すること。尚、休日保育においても、病児・病後児保育ができるよう努めること。</p>	<p>本市における今後の保育についての新たな取り組みの必要性については、本市の子ども・子育て会議に位置づけられています「羽曳野市子ども夢プラン」を推進委員会」での意見などを踏まえながら検討して参りたいと考えております。</p>	<p>子ども課</p>
<p>(7) 子どもの貧困対策について 昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけて、「子ども食堂」や「学習支援」などとして「子ども居場所づくり活動」を実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。</p>	<p>国への働きかけにつきましては、平成28年6月に発足し本市も加盟している「子ども未来を志す首長連合」により、本年12月に国に対して要望書「子ども貧困対策に係る制度の充実に関する決議」が提出されました。また、毎年、大阪府から国に対して提案・要望が出されていますが、子ども貧困対策に関する大阪府との意見交換の機会等に本市の状況を伝えるなど、今後大阪府と連携して参りたいと考えています。 なお、大阪府子ども生活に関する実態調査報告書において、「大阪府内全自治体の結果は、傾向として30市町村の調査結果を裏付けるものであった」とされており、「所得の差が学習面での機会の差となって現われること」が示されている」とされました。 本市では、大阪府新子育支援交付金を活用して平成28年度から実施している子ども居場所づくり事業「子ども居場所づくり事業」において、学習支援を必須として事業を実施しているところであり、今後とも継続実施して参りたいと考えています。</p>	<p>子ども課</p>

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教育の質的向上にむけて

<p>①指導体制を強化した教育の質的向上 将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるために、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。</p> <p>②相談体制を強化した教育の質的向上 子どもをとりまく負因・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、現在の教職員の数では解決も対応すら困難な状況である。また、それらが原因で教師の長時間労働にもつながっている。子供を取り巻く課題解決と教師の長時間労働を解消するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすること。また、大阪府にも働きかけること。</p>	<p>小学校での少人数学級編制の対象学年を市費により拡大することは、現在の財政状況では厳しいものがございませぬ。本市といたしましては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくために、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であるとの認識から、これまでもさまざまな機会を通じて、国や府に要望をあげておりますが、今後とも要望してまいります。</p> <p>これまでもさまざまな機会を通じて、国や府に要望をあげておりますが、今後も要望してまいります。また本市では教育研究所に臨床心理士を週1日配置しておりますが、スクールソーシャルワーカーの配置拡充についても検討してまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
--	--	--------------

(2) 奨学金制度の改善について

<p>2017年度より給付型奨学金制度が新設されたことなど、国が、対象者や支給金額が少なくない。引き続き、国にも拡充を求めるとともに、地元企業に就職した場合は奨学金返済支援制度導入等も検討すること。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金については、ほとんどは大学進学時の活用であり、給付型奨学金制度も、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校4年制への進級が対象となっているのが現状である。今後、進路選択の多様化の中で、活用する可能性もああるので、検討してまいります。</p> <p>また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度等についても、小・中学校、義務教育学校の指導を業務としている市教育委員会で取扱いが難しいのが現状です。</p>	<p>学校教育課</p>
---	--	--------------

(3) 労働教育のキャリアキュラム化について

<p>ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるような、高等専門学校における労働教育のキャリアキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上になること。また、選挙権年齢、これまでに引き下げられてきたことにより、社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。</p>	<p>高等学校における労働教育のキャリアキュラム化については、小・中学校、義務教育学校の指導を業務としている市教育委員会で、現状対応ができませんが、本市では、幼稚園・小学校・中学校でのキャリア教育の観点でこれまで取組みを検証・整理し、発達段階に応じたたたのキャリア教育11年か年カリキュラムを作成しました。社会を担う子ども達も、社会の構成員として、自立し、生きていくための社会へ参画できるようキャリア教育の充実に加え、中学校段階では各教科領域で雇用、労働問題、社会保障などについて理解を深めさせよう努力してまいります。</p> <p>また、主権者教育については、小学校6年生の社会科、中学校社会科の公民的分野を中心に学習しておりますが、選挙管理委員会より投票箱を貸し出していただく、政治や選挙について関心をもたせるとともに、出前授業により選挙の具体的な仕組みについての理解を深め、現実社会の諸問題について、多面的、多角的に考察し、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育んでいくことができると考えております。</p>	<p>学校教育課</p>
---	--	--------------

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<p>①女性に対する暴力の根絶 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年より多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。</p>	<p>本市では、毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、市広報（11月号）への記事の掲載や市庁舎敷地内におけるのぼりの設置、啓発ポスターの掲示など市民への周知、啓発を行っています。平成29年度は、作製した女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」のバッジを古市駅での駅前啓発で配布し、性別を問わず広く市民に周知、啓発を行いました。また、働く女性など平日の昼に相談しやすいようにい方や面接ではハーブルが高く感じてしまう方などが相談しやすいように「夜間女性電話相談」を実施しました。期間以外にも市作成の啓発冊子、啓発物品において、女性に対する暴力が人権侵害であることを伝え、相談窓口についての情報提供を行っています。</p> <p>本市の配偶者等からの暴力に関する相談の窓口となる女性相談については、女性の専門相談員が様々な悩みに対し、適切な助言や必要な情報の提供を行っており、相談者に必要な期間を継続して寄り添うことで相談者のエンパワーメントにつなげています。</p> <p>被害者への支援体制では、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援のために庁内組織の円滑な連携を図ること目的に「羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議」を設置しました。</p> <p>今後とも被害の未然防止につながる情報の提供を継続し、さらなる取り組みの強化に努めます。</p>	<p>人権推進課</p>
<p>②差別的言動の解消 昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。</p>	<p>本市では、これまで「ヘイトスピーチを許さない」ということを市広報紙、ポスター及びびりーフレットを活用し啓発活動を進めてまいりました。また、昨年6月の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行を受け、国や大阪府と連携を図りながら啓発や相談事業に取り組みしております。</p> <p>条例の制定につきましては、大阪人権行政推進協議会をはじめ大阪府や近隣市町村の動向をふまえて検討していきたいと考えています。</p>	<p>人権推進課</p>
<p>③部落差別の解消 昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。</p>	<p>本市は、平成28年12月9日に成立し、12月16日に公布、施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」に基づき、教育、啓発、相談事業の充実を図っています。</p> <p>住民への周知につきましては、本年5月5日の市民フェスティバルにおける「平和展&人権展」の会場や、人権啓発推進協議会総会の会場で法律に関する展示を行いました。また、法律の内容を紹介するポスターを市内公共施設や小・中学校において掲示し、併せて市内の企業にも送付いたしました。さらに、本市が11月に作成した人権啓発冊子や広報12月号の人権週間特集記事の中にも、部落差別解消推進法について記載しております。</p> <p>今後とも引き続き、部落差別のない社会を実現するための施策を推進してまいります。</p> <p>市内企業で構成される羽曳野市企業人権連絡会では、人権研修やセミナーの案内及び啓発資料の送付を行っています。また毎年6月1日には、庁内の労働担当部署、人権担当部署、企業人権連絡会及び地域人権協議会で就職差別撤廃月間の街頭キャンペーンとして、古市駅にて啓発物品であるポケットサイズのシートの配布を行っています。</p> <p>今後とも引き続き街頭キャンペーンやリーフレットの配架等を行い、問題解決に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>産業振興課</p>

(5) 地方税財源の確保に向けて

<p>財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないよう改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。</p>	<p>財政健全化に取り組むにあたっては、行政評価制度等による事業目的の達成度、事業効果や事業の縮小、又は廃止・休止した場合の影響など、多角的に評価を行った結果を踏まえ、各事業の改善を図っております。今後、市民への影響に配慮しつつ、財政健全化に努めます。</p>	<p>行政改革推進課</p>
	<p>地方においては、財政が引き続き厳しい状況にあるなか、増加する社会保障関連経費や公共施設等の更新問題に対応していく必要があります。今後とも地方交付税をはじめとすると必要な地方財源の充実、安定的な確保を図れるよう要望してまいります。</p>	<p>財政課</p>

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

<p>大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ非排出の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。</p>	<p>一般廃棄物は、本市を含む3市と一部事業組合で対応しています。ペットボトルのリサイクルや資源ごみの回収にも取り組んでいきます。引き続き市民への分別回収等の啓発を通じてリサイクル率アップを図りたいと考えております。</p>	<p>環境衛生課</p>
---	--	--------------

(2) 食品ロス削減対策の推進

<p>大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。</p>	<p>庁内関係部署及び関係機関と協議のうえ、検討してまいります。</p> <p>食品ロスについて、ホームページ及び広報誌により積極的な啓発を行ってまいります。</p> <p>平成27年度より「ふーどばんく OSAKA」と協定を結び連携しております。生活困窮者等への緊急的な支援が必要な場合には、提供していただいた食品を支援に活用してまいります。</p>	<p>産業振興課 環境衛生課 福祉総務課</p>
---	--	----------------------------------

(3) 木材利用促進とグリーンウッド法の推進

<p>大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。</p>	<p>方針策定については大阪府担当部局や市内の公共施設等の担当者として十分に協議し必要に応じて策定することを検討しています。</p>	<p>産業振興課</p>
--	--	--------------

(4) 消費者保護と消費者教育の推進

<p>増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応を図ること。特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保する行動につながることを促すことや倫理的な消費について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声を反映されるよう委員参画対応を行うこと。</p>	<p>消費生活センターを設置しており、週4日専門の消費生活相談員による相談・斡旋業務を行っており、地域での出前講座を開催することにより市民への消費生活セミナーの周知及び消費者意識の啓発を行い、広報誌へQ&Aを掲載し市内の相談事例を情報提供してまいります。共有し、職員やケースワーカー等で見守りを行い、老人会や民生委員の会合で啓発チラシ等を配布し、被害の未然防止に取り組みしております。情報提供及び注意喚起を徹底する引とともに消費者教育の推進に努めてまいります。</p>	<p>産業振興課</p>
---	--	--------------

6. 社会インフラ (住宅・交通・情報・防災) 施策

(1) 空き家対策の強化

<p>倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空き家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空き家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。</p>	<p>空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づき協議会(羽曳野市空き家等対策協議会)を組織し、昨年度実施した実態調査で得た情報をもとに、特定空き家等に対する施策においても「羽曳野市空き家等対策計画」に含めた検討を計画策定後は、計画に基づいた対策等の検討を行い、地域の方々と連携を図りながら、空き家対策を進めていきたいと考えております。</p>	<p>建築住宅課</p>
---	---	--------------

(2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

<p>交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。</p>	<p>「地域公共交通網形成計画」につきましては、これまで見据えながら検討して参りたいと考えております。また、協議会を設置する際には、交通事業者、利用者や地域住民の参画を求め、協働、連携しながら地域公共交通の確保、維持、改善に向けた取り組みを行って参りたいと考えております。</p>
---	--

道路公園課

(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

<p>公共交通機関(鉄道駅・空港など)のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーター等の設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。</p>	<p>市内5駅でのいわゆる「バリアフリー化」は、高鷲駅を始まりとして、これまでも順次鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社が行ってまいりました。また、市としては、鉄道事業者が行う駅舎でのバリアフリー化設備の整備事業について、その経費の一部を補助することにより、「福祉のまちづくり」を進めてまいります。それにより、前年度に事業完了の「上ノ太子駅」を含め、国の「バリアフリー法」基本方針においての平成32年度末の目標値である、乗降客数3,000人以上の市内4駅において、一定「バリアフリー化」が進められたところですが、今後は残る1駅についても、バリアフリー化の実現に向け、関係機関と協議、検討してまいりたいと考えております。また、ホームドア等の設置については、昨今の報道にあるとおり乗客の転落事故等も発生していることから早期の整備が求められておりますが、鉄道事業者にとつてみれば、これらの整備には十分な財源の確保が必要であるものと認識しております。そこで今後の整備促進に向けては、補助制度の拡充、安全かつ低コストで整備が可能となる新たな技術開発が必要不可欠ではないかと思われまします。今後、これらについて情報収集を行うとともに、国、府等への要望につきましては、協議してまいりたいと考えております。今後、さらなる「バリアフリー化」の充実に努めてまいりますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。</p>
--	--

都市計画課

(4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

<p>「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車が関係する事故は年間1万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。</p>	<p>自転車レーンにつきましては、車道内に「自転車専用通行帯（幅1.5m以上必要）」や「路面表示等による誘導（幅1.0m以上必要）」を設けることで自転車走行空間を整備することとなるため、交通量や道路幅員、道路形態等を考慮する必要がある。また、道路の改良や拡幅が求められる場合もあることから、将来の道路・街路の計画を見据えるとともに、地域や警察、関係する道路管理者等と協議しながら、多角的に検討して参りたいと考えております。自転車の危険運転に対する取り締まりにつきましては、警察の管轄となります。また、平成27年6月1日施行の改正道路交法により、「自転車運転者講習ようす」が、スタートしたことに伴い、危険運転の防止に努めております。度1」のウエブサイトで周知し、危険運転の防止に努めております。また、自転車を利用する者が遵守すべき事項を規定するとともに、市広報紙、市ウエブサイト、庁舎電光掲示板等の広報媒体や、交通安全運転講習会、交通安全市民大会や交通安全街頭キャンペーン等の交通安全関連イベントを通じて交通ルールの遵守や交通マナーの向上を呼びかけ啓発に努めております。</p>	<p>道路公園課</p>
---	--	--------------

(5) 防災・減災対策の充実・徹底

<p>市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。</p>	<p>平常時の地域で行われる訓練等は、消防本部、消防団、市が協力し、防災訓練や防災講演会などを行っています。今後も、関係機関と協力し住民へ周知致します。また、避難行動要支援者名簿については、地域における自助・共助の活動情報の要として、地域の自主防災活動の中で慎重かつ適切に活用していただければと、関係課と連携して啓発に努めています。</p>	<p>災害対策課</p>
<p>（この欄は上記の表の左側の欄と重複するため、この表では省略されています。）</p>	<p>本市においては平成24年3月より羽曳野市災害時要援護者支援制度を開始しており、災害時要援護者支援台帳を作成しています。民生委員、町会役員、校区福祉委員の方々に平時より配布し、台帳に基づき訪問活動等により、あらかじめ顔の見える関係を保ち、本人の状況の把握、避難支援者の確認なども行うとともに、地域主催の避難訓練などにも参加を呼びかけるなど普段からの見守り活動などにも活用していただいています。名簿の更新作業につきましても、月に1度のペースで実施しています。さらに、平成29年度には「避難行動要支援者支援システム構築事業」において、地図情報と連動した台帳管理を可能とするなどより充実した支援体制の構築を進めています。</p>	<p>福祉総務課</p>

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策

<p>近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のため斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。</p>	<p>大阪府の調査に基づいて設定される土砂災害警戒区域や浸水想定区域については、ハザードマップ等により周知を図り、区域内住民の危険性について認識していただき、早期の避難行動につながるよう啓発に努めます。</p> <p>公共下水道の雨水関連施設整備については、既存施設を最大限に活用することにより限られた財源の中で、公共下水道事業計画に沿って可能な限り早期に、ハード及びソフト対策の両面の整備を進めてまいります。</p> <p>河川における災害防止等の整備については、河川管理者である大阪府に対し要望を引き続き行います。</p>	<p>災害対策課</p> <p>下水道建設課</p>
--	---	----------------------------

(7) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

<p>国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講ずること。</p>	<p>利用者のマナー向上に向けて、鉄道事業者や警察が行う利用者のマナー向上の啓発活動について、広報紙の掲載等、市として必要な協力を行ってまいります。</p>	<p>災害対策課</p>
---	--	--------------

